

通所介護 重要事項説明書

1. ふきのとうデイホームの概要

所在地:〒158-0098 東京都世田谷区上用賀6-19-21

電 話:03-5426-3625

F A X:03-5426-3626

窓口開設時間 :月曜日～土曜日の午前9:00～午後6:00

サービス提供時間: 同 午前9:30～午後5:00

ただし、事業所の定める祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

職員体制:(令和6年4月1日現在)

管理者	常勤1名(相談員と兼任)
相談員	常勤2名(管理者と兼任1名、介護職員と兼任1名) (1日1名以上)
介護職員	常勤2名(うち相談員と兼任1名)、非常勤4名
看護職員	非常勤4名(機能訓練指導員と兼任) (1日1名以上)
機能訓練指導員	非常勤4名(看護職員と兼任) (1日1名以上)
合 計	常勤3名、非常勤8名 実人員計11名

設備概要:デイルーム兼機能訓練室(92.9㎡)、
浴室、健康管理室(静養室)、トイレ、介護ベッド、他

1. サービス内容

- (1)送 迎:ご自宅もしくは可能な限りご自宅の近くまで送迎します。
- ・車椅子の方も使用できます。
 - ・バスコースの関係上、利用曜日、利用時間、送迎可能地域には一定の制限があります。
 - ・別紙にて迎えと送りの時間を通知いたします。
 - ・渋滞などの道路事情により、送迎時間の変動することがあります。
 - ・当施設指定の送迎車両以外にて自主通所される場合は、当施設では自主通所中の事故等については一切責任を負いかねますので、予めご承認下さい。

- (2)入浴: 身体の清潔保持のため、ご自宅での入浴が困難な方には入浴のサービスを提供いたします。
- ・入浴可能かどうかの見極めとして、医師による入浴可否判断基準 を事前にご呈示願います。
 - ・当日の体調によっては、当施設の判断によって入浴を中止する場合があります。
- (3)食事: 栄養のバランスや食べやすさに考慮した昼食を提供します。
- ・当施設の食事は、平日は当施設の運営母体である「老人給食協力会 ふきのとう」において調理された食事が配達されます。
 - ・祝祭日はボランティアによって、施設内の厨房にて調理されています。
 - ・昼食も通所介護の活動の一環ですので、当施設の提供する昼食を喫食していただきます。尚、衛生上の理由から、食事等の持ち帰りはお断りいたします。
- (4)活動内容: 多くのボランティアの協力によって、つねに複数の活動プログラムを用意しています。利用者の希望で自由に選ぶことができます。
- 《例》書道、和紙工芸、ちぎり絵など、手先を使った趣味活動
歌、音楽療法、ゲームなど、皆で楽しめる活動
- ・これらの活動によって、社会的交流を促し、身体的・精神的機能の活性化をはかることができます。
 - ・体調によって活動参加が難しい場合は、職員・ボランティアの見守りのもと、ゆったりと過ごしていただけます。
- (5)機能訓練: 専門の指導員によって、個人別に作成した計画書を基に運動及び生活機能の維持・向上を目的としたプログラムを実施します(その経過につきましては定期的に報告いたします)
- (6)生活相談: 福祉制度や健康上の問題、生活全般の問題等、お気軽にご相談下さい。

3. 利用料金

- (1)利用料金およびキャンセル料:【別紙】をご覧ください。
- (2)支払方法: 原則として自動口座振替とします。
月ごとの精算とし、翌月に前月分の請求をいたします。

4. サービスの利用開始と終了

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設の職員がご説明いたします。
通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

④利用者が文書で通知することにより、直ちに契約を解約することができる場合

- ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・当施設が守秘義務に反した場合
- ・当施設が利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・当法人が破産した場合

⑤当施設が文書で通知することにより、直ちに契約を解約することができる場合

- ・利用料金の支払いが指定された支払期日より1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、さらに1ヶ月以内に支払われない場合。
- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。
- ・利用者またはその家族が、当施設のサービス従事者または他の利用者等に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- ・利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。

5. サービス利用にあたっての留意事項

(1) お持ちいただく物

- ・利用記録: 毎回お持ち下さい。
- ・上履き: 施設の下駄箱にてお預かりします。
- ・排泄失敗等で着替えが必要な場合、あらかじめ紙オムツや下着、衣類をお預かりする場合がございます。

※紛失防止のため、上履き、着替え等には、油性ペンでお名前をご記入下さい。
裏側などの目立たない場所がかまいません。

※現金、貴重品等はお持ちにならないで下さい。
紛失された場合、当施設は一切責任を負いかねます。

※施設内での物品等の受け渡し、貸し借り、譲渡については、紛失等トラブルの原因になりますので、ご遠慮下さい。

(2) 健康上の理由による中止:【別紙】をご覧下さい。

6. 緊急時の対応方法

- ・サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、対応します。
- ・ご家族の緊急連絡先が変わった場合、必ず施設にお知らせ下さい。特に携帯電話の番号、職場等の日中の連絡先が変わった場合などご注意ください。

7. 個人情報保護について

- ・当会では利用者個人情報(住所、氏名、メールアドレス、家族構成など)の保護について、最大限の注意を払っています。個人情報は当会の個人情報保護規定にのっとり、業務遂行のためにのみ利用し管理しています。個人情報は、事前の同意なく第三者への開示はいたしません。ただし、以下の場合には例外とします。
- ・法律に定める権限に基づき開示を求められた場合。
- ・当会及び他の利用者の権利、利益、名誉、信用等を保護するために必要であると当会が判断した場合。
- ・通所介護計画の作成および実施のために、必要に応じ、世田谷区、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、サービス事業者等に提供する場合。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当施設の相談・苦情担当 施設長: 高野 誠

(2) 世田谷区の場合、お住まいの地域の保健福祉課地域支援担当に苦情を伝えることができます。

世田谷保健福祉課地域支援担当 電話03-5432-2850

北沢保健福祉課地域支援担当 電話03-3323-9907

玉川保健福祉課地域支援担当 電話03-3702-1894

砧保健福祉課地域支援担当 電話03-3482-8193

烏山保健福祉課地域支援担当 電話03-3326-6136

(3) 東京都国民健康保険団体連合会 苦情・相談受付窓口: 03-6238-0177

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 東京都世田谷区上用賀6-19-21

社会福祉法人ふきのとうの会

ふきのとうデイホーム 印

説明者 _____ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者 氏 名 _____ 印

(代理人) 氏 名 _____ 印

(続柄 _____)

【 通所介護 重要事項説明書 兼 契約書 別紙 】

通所介護の内容

- ・利用日および利用時間：「通所介護計画」によります
- ・バス送迎を利用される方は、迎えと送りの時間を別に通知いたします。
※渋滞などの道路事情により、送迎時間が変動することがあります。
- ・利用場所 世田谷区上用賀6－19－21 ふきのとうデイホーム
- ・利用可能設備等 デイルーム兼機能訓練室、食堂、健康管理室、送迎バス等
- ・サービス内容 通所介護計画に沿って、送迎、活動プログラムの提供、食事の提供、排泄介助、その他必要な介護等を行います。

※活動プログラムの具体的な内容は、毎月お配りする予定表をご覧ください。

- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、いったん別紙の料金をいただき、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。この証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けられます。

キャンセル規定

- ・利用者のご都合でサービス利用をキャンセルする場合は、できるだけ早めにご連絡ください。
- ・キャンセルの通知がサービス提供日の当日の場合、昼食代800円がかかります。
- ・当日の送迎の利用および施設到着後のキャンセルについては、各々のサービスが行われたものと見なされ、利用料金がかかります。
- ・あらかじめサービス利用をキャンセルした場合、同月内であれば、定員または利用予約に空きがある他の日に限って振り替えることができます。ただし、バスコースやバス乗車定員の関係で送迎ができない場合は、ご家族による送迎となります。

健康上の理由による中止

- ・風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合や、ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る、救急車にて搬送する等、必要な措置を講じます。
- ・当日の送迎の利用および施設到着後の健康上の理由による中止については、各々のサービスが行われたものと見なされ、利用料金がかかります。

保険への加入

当事業者のサービス提供にともなう損害賠償に対応するため、介護事業者・社会福祉事業者総合保険に加入しています。

相談、要望、苦情等

通所介護に関する相談、要望、苦情等は、ご遠慮なくお申し出ください。

電 話：０３－５４２６－３６２５ 施設長：高野 誠

受付時間：月～土 午前９：００～午後６：００

事業者 東京都世田谷区上用賀６－１９－２１
社会福祉法人ふきのとうの会
ふきのとうデイホーム
施設長 高野 誠 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

代理人氏名 印（続柄 ）

別紙料金表

(令和6年6月1日現在)

通所介護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合は、その負担額による)

通常規模通所介護費		5時間以上6時間未満		6時間以上7時間未満		7時間以上8時間未満	
		費用額(10割)	利用者負担額	費用額(10割)	利用者負担額	費用額(10割)	利用者負担額
要介護1	1日につき	6213	(1割)622	6332	(1割)637	7139	(1割)718
			(2割)1243		(2割)1273		(2割)1435
			(3割)1864		(3割)1910		(3割)2152
要介護2	1日につき	7335	(1割)734	7477	(1割)751	8425	(1割)847
			(2割)1467		(2割)1502		(2割)1694
			(3割)2201		(3割)2253		(3割)2541
要介護3	1日につき	8469	(1割)847	8632	(1割)868	9766	(1割)981
			(2割)1694		(2割)1736		(2割)1962
			(3割)2541		(3割)2603		(3割)2943
要介護4	1日につき	9592	(1割)960	9777	(1割)982	11096	(1割)1115
			(2割)1919		(2割)1964		(2割)2230
			(3割)2878		(3割)2946		(3割)3345
要介護5	1日につき	10725	(1割)1073	10932	(1割)1099	12447	(1割)1252
			(2割)2145		(2割)2198		(2割)2503
			(3割)3218		(3割)3297		(3割)3754

		費用額(10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
個別機能訓練加算Ⅰ	1日につき	610	61	122	183
個別機能訓練加算Ⅱ	1月につき	218	22	44	66
入浴介助加算	1日につき	436	44	88	131
科学的介護推進体制加算	1月につき	436	44	88	131
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日につき	239	24	48	72
通所介護同一建物減算	1日につき	-1024	-102	-205	-307
通所介護送迎減算	片道につき	-512	-51	-102	-154
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月あたりの介護報酬総単位数×9.2%×10.90×1割、2割又は3割				

※利用者負担額は利用料(10割)の1割、2割又は3割。
※1円未満の端数処理の関係上、実際の請求金額に1円程度の差異が生じる事があります。

【介護保険給付対象外サービスの料金】

昼食代(おやつ代含む) 1食あたり 800円

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印
代理人氏名 _____ 印 (続柄 _____)